

## 契 約 書

守衛服等（以下「物品」という。）の購入に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者辰野株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項により売買契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（物品の品目、規格等）

第1条 物品の品名、数量、単価及び契約金額は、次のとおりとする。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 品名   | } 別紙仕様書のとおり   |
| (2) 数量   |   |
| (3) 単価   |   |
| (4) 契約金額 | 金 9, 6 8 3, 2 1 5 円<br>(うち消費税及び地方消費税額 金 7 1 7, 2 7 5 円) |

（物品の引渡しの期限及び場所）

第2条 物品の引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 引渡期限 平成29年3月6日（月）
- (2) 引渡場所 最高裁判所（東京都千代田区隼町4-2）

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（債権譲渡の禁止）

第4条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（物品の検査及び引渡し）

第5条 受注者は、物品の引渡しの準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく物品の引渡しを受けなければならない。

3 発注者は、必要がある場合には、物品の破壊、分解又は試験をして検査を行うことができるものとし、この場合における費用の負担は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

4 受注者は、物品が第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく物品の取替え又は補修をし、再度の検査を受けなければならない。この場合にお

ける検査の完了時期は、発注者が新たに物品の引渡しのお知らせを受領した日から起算して10日以内とする。

- 5 発注者及び受注者の協議により物品を分割して引き渡す場合には、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

#### (代金の支払)

第6条 受注者は、物品の引渡しをすべて完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

- 3 受注者は、発注者及び受注者の協議により物品を分割して引き渡した場合において発注者の承諾があるときは、その引き渡した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、この場合においては、前二項に準じた取扱いをするものとする。

#### (履行遅延の賠償)

第7条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により物品の引渡しを遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては引渡しが遅延した部分についての物品の代価に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

#### (検査の遅延)

第8条 発注者が、その責めに帰すべき事由により第5条第2項、第4項又は第5項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

#### (危険負担)

第9条 特定物又は不特定物にかかわらず、物品の引渡し前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 天災その他の不可抗力により債務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自負担とする。

#### (瑕疵担保責任)

第10条 発注者は、物品に隠れた瑕疵を発見したときは、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修その他の措置を講じ、又は損害の賠償を請求することができる。この場

合における担保の期間は、第5条第2項、第4項又は第5項の検査に合格したときから1年とする。

(発注者の契約解除権)

第11条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項に違反した場合
- (2) 検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、分割納品された物品で検査に合格したのあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、分割納品された物品で検査に合格したのあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第13条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第14条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」と

いう。) に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第15条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人

である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第17条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第18条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第19条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第20条 発注者は、第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第13条に定める方法等に従い、その損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第21条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第22条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者及び受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第23条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成28年11月4日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

笠井之彦



受注者 大阪府大 [redacted] 本町2丁目2 [redacted] 号

辰野株

代表取締役 [redacted]

克彦



(別紙)

## 仕 様 書

- 1 件名 守衛服等の購入
- 2 品目及び数量 別表1のとおり
- 3 引渡期限 平成29年3月6日(月)
- 4 引渡場所 最高裁判所(東京都千代田区隼町4番2号)
- 5 規格等

### (1) 守衛夏服上衣

#### ア 使用生地

混紡率(%)	ポリエステル70(再生ポリエステル55以上) 綿30(導電性繊維を2.54cm間に1本以上織り込むこと)	
見掛番手(S)	縦:45/1(標準), 横:34/1(標準)	
密度(本/2.54cm)	縦:110以上, 横:60以上	
組織	平織	
質量(g/m <sup>2</sup> )	105以上	
寸法変化率(%)	縦横:±3以内	
引張強さ(N)	縦:700以上, 横:550以上	
引裂強さ(N)	縦:15以上, 横:15以上	
染色堅牢度(級)	洗濯 変退色及び汚染:4以上 耐光 変退色:4以上 摩擦 乾燥:4以上	
ピリング(級)	3以上	
摩擦帯電電荷量	7μC/m <sup>2</sup> 以下	
測色 【測定機材】	【島津UV-3100PC】 色相(H):6.6GY 明度(V):9.5 彩度(C):0.1	【日立カラーライザー-C-2000S】 色相(H)・明度(V)・彩度(C):N 9.2
色差(ΔE*ab)	0.7以内	

#### イ 形状(ディテール)

半袖レギュラーカラーシャツ, 両胸ポケット, 背プリーツ, 1枚袖, 当庁が支給するワッペンをマジックテープで左袖に取り付ける。

#### ウ 製品規格

姿図は別図第1のとおりとし, 寸法及び各寸法ごとの数量は, 別表2のとおりとする。

(2) 守衛夏服ズボン

ア 使用生地

(ア) 表地

混紡率(%)	ポリエステル64 (再生ポリエステル55以上) 綿35, ポリウレタン1 (導電性繊維を2.54cm間に1本以上織り込むこと)	
見掛番手(S)	縦: 45/2 (標準), 横: 42/2 (標準)	
密度(本/2.54cm)	縦: 90以上, 横: 55以上	
組織	平織	
質量(g/m <sup>2</sup> )	175以上	
寸法変化率(%)	縦横: ±3以内	
引張強さ(N)	縦: 1150以上, 横: 700以上	
引裂強さ(N)	縦: 30以上, 横: 25以上	
染色堅牢度(級)	洗濯 変退色及び汚染: 4以上 耐光 変退色: 4以上 摩擦 乾燥: 4以上	
ピリング(級)	4以上	
摩擦帯電電荷量	7μC/m <sup>2</sup> 以下	
測色 【測定機材】	【島津UV-3150】 色相(H): 6.3PB 明度(V): 2.0 彩度(C): 1.8	【日立カラーアライヴ <sup>®</sup> -C-2000S】 色相(H): 1.2PB 明度(V): 2.0 彩度(C): 1.3
色差(ΔE*ab)	0.7以内	
伸長率(%)	横: 7以上10以下	

(イ) 膝裏 ポリエステル100%

(ロ) 腰裏マーベルト ポリエステル65%, 綿35%

イ 形状 (ディテール)

(ア) 前身頃

外向きワンタックストラックスとする。膝当て付き, ファスナー仕立て前開き, 脇斜めポケット, ベルトループ(7本), 前カン付きベルト止め, 持出し付きボタン止め。

(イ) 後身頃

尻ポケット2個(レギュラー, 左尻ポケットボタン付き)

(ロ) その他

小股には門を入れ, 棒シックを付ける。裾がほつれないようにロックをかけ,



左尻ポケットに裾上げテープを入れる。

ウ 製品規格

姿図は別図第1のとおりとし、寸法及び各寸法ごとの数量は、別表2のとおりとする。

(3) 守衛冬服上衣

ア 使用生地

ア) 表地

混紡率(%)	ポリエステル69.5 (再生ポリエステル55以上) 毛30, ナイロン (制電性繊維) 0.5	
見掛番手(S)	縦横: 2/60 (標準)	
密度(本/10cm)	縦: 310以上, 横: 260以上	
組織	綾織	
質量(g/m <sup>2</sup> )	215以上	
寸法変化率(%)	縦横: ±2以内	
引張強さ(N)	縦: 850以上, 横: 700以上	
引裂強さ(N)	縦: 30以上, 横: 25以上	
染色堅牢度(級)	洗 濯 変退色及び汚染: 4以上 汗 (酸 性) 変退色及び汚染: 4以上 (アルカリ性) 変退色及び汚染: 4以上 摩 擦 乾燥: 4以上	
測色 【測定機材】	【島津UV-3100PC】 色相(H): 6.8PB 明度(V): 2.4 彩度(C): 1.4	【日立カラーアライザー-C-2000S】 色相(H): 2.6PB 明度(V): 1.8 彩度(C): 0.8
色差(ΔE*ab)	0.8以内	

(イ) 裏地 ポリエステル100%

(ウ) 肩パット あり

イ 形状 (ディテール)

ア) 前身頃

シングル3ツボタン (21mm銀色メタルボタン), 総裏仕立て, 両脇フラップ付きアウトポケット, 左胸アウトポケット (当庁が支給するワッペンをポケット中央に縫着), ステッチ入り。

イ) 後身頃

ノーフォーク, サイドベンツ, 肩章 (15mm銀色メタルボタン1個付き), 腰帯。

(ウ) その他

袖開き見せ、内ポケット左右1個（右はフラップ付き）、袖口には15mm銀色メタルボタン3個を付ける。

ウ 製品規格

姿図は別図第2のとおりとし、寸法及び各寸法ごとの数量は、別表2のとおりとする。

(4) 守衛冬服ズボン

ア 使用生地

(ア) 表地 (3)のアと同じ。

(イ) 膝裏 ポリエステル100%

(ウ) 腰裏マーベルト ポリエステル65%、綿35%

イ 形状 (ディテール) (2)のイと同じ

ウ 製品規格

姿図は別図第2のとおりとし、寸法及び各寸法ごとの数量は、別表2のとおりとする。

(5) 法廷警備員夏服上衣

ア 使用生地

混紡率(%)	ポリエステル78 (再生ポリエステル55以上) 毛22	
見掛番手(S)	縦横：2/52 (標準)	
密度(本/10cm)	縦：220以上，横：200以上	
組織	平織	
質量(g/m <sup>2</sup> )	180以上	
寸法変化率(%)	縦横：±2以内	
引張強さ(N)	縦：800以上，横：700以上	
引裂強さ(N)	縦：25以上，横：20以上	
染色堅牢度(級)	洗 濯 変退色及び汚染：4以上 汗 (酸 性) 変退色及び汚染：4以上 (アルカリ性) 変退色及び汚染：4以上 摩 擦 乾燥：4以上	
測色 【測定機材】	【島津UV-3150】 色相(H)：8.3B 明度(V)：6.9 彩度(C)：1.8	【日立カラーライト-C-2000S】 色相(H)：1.4BG 明度(V)：6.8 彩度(C)：1.7
色差(ΔE*ab)	0.8以内	

イ 形状 (ディテール)

(ア) 前身頃

長袖開襟シャツ, 両胸フラップ付きポケット (共地ループ, ボタン止め, ポックスプリーツ入り, 左胸ペン差し付き), 当庁が支給するワッペンを左袖に取り付ける。

(イ) 後身頃

肩章 (当庁指定の15mmブロンズメタルボタン1個) 付き, 背プリーツ入り

(ウ) その他

袖口は, カフス付きとし, ボタン止め (1個), ツータックとする。

ウ 製品規格

姿図は別図第3のとおりとし, 寸法及び各寸法ごとの数量は, 別表2のとおりとする。

(6) 法廷警備員夏服ズボン

ア 使用生地

(ア) 表地

混紡率(%)	ポリエステル78 (再生ポリエステル55以上) 毛22	
見掛番手(S)	縦横: 2/52 (標準)	
密度(本/10cm)	縦: 220以上, 横: 200以上	
組織	平織	
質量(g/m <sup>2</sup> )	180以上	
寸法変化率(%)	縦横: ±2以内	
引張強さ(N)	縦: 800以上, 横: 700以上	
引裂強さ(N)	縦: 25以上, 横: 20以上	
染色堅牢度(級)	洗 濯 変退色及び汚染: 4以上 汗 (酸 性) 変退色及び汚染: 4以上 (アルカリ性) 変退色及び汚染: 4以上 摩 擦 乾燥: 4以上	
測色 【測定機材】	【島津UV-3150】 色相(H): 6.7PB 明度(V): 1.9 彩度(C): 1.4	【日立カラーアライザー-C-2000S】 色相(H): 9.7B 明度(V): 1.8 彩度(C): 0.9
色差(ΔE*ab)	0.5以内	

(イ) 膝裏 ポリエステル100%

(ウ) 腰裏マーベルト ポリエステル65%, 綿35%

イ 形状 (ディテール)

(ア) 前身頃

外向きツータックスラックス, 膝当て付き, 前開き (ファスナー仕立て), 脇ポケット (斜め), ベルトループ (7本), 前カン付きベルト止め, 持出し付きボタン止め

(イ) 後身頃

尻ポケット2個 (レギュラー, 左ポケットのみボタン付き)

(ウ) その他

小股には門を入れ, 天狗続きのシックを付ける。裾がほつれないようにロックをかけ, 左尻ポケットに裾上げテープを入れる。

ウ 製品規格

姿図は別図第3のとおりとし, 寸法及び各寸法ごとの数量は, 別表2のとおりとする。

(7) 法廷警備員冬服上衣

ア 使用生地

(ア) 表地

混紡率(%)	ポリエステル69.5 (再生ポリエステル55以上) 毛30, ナイロン (制電性繊維) 0.5	
見掛番手(S)	縦横: 2/60 (標準)	
密度(本/10cm)	縦: 310以上, 横: 260以上	
組織	綾織	
質量(g/m <sup>2</sup> )	215以上	
寸法変化率(%)	縦横: ±2以内	
引張強さ(N)	縦: 850以上, 横: 700以上	
引裂強さ(N)	縦: 30以上, 横: 25以上	
染色堅牢度(級)	洗 濯 変退色及び汚染: 4以上 汗 (酸 性) 変退色及び汚染: 4以上 (アルカリ性) 変退色及び汚染: 4以上 摩 擦 乾燥: 4以上	
測色 【測定機材】	【島津UV-3150】 色相(H): 1.3GY 明度(V): 2.7 彩度(C): 1.2	【日立カラーライザー-C-2000S】 色相(H): 3.0GY 明度(V): 2.6 彩度(C): 1.8
色差(ΔE*ab)	0.8以内	

(イ) 裏地 ポリエステル100%

(ウ) 肩パッド あり

イ 形状 (ディテール)

(ア) 前身頃

シングル3ツボタン (当庁指定の21mmブロンズメタルボタン付き) 総裏仕立て、ピークドラベル、両脇フラップ付きアウトポケット、左胸箱ポケット、ステッチ入り

(イ) 後身頃

ノーフォーク、サイドベンツ、肩章 (当庁指定の15mmブロンズメタルボタン1個) 付き

(ウ) その他

二枚袖 (当庁指定の15mmブロンズメタルボタン2個付き)、フラップ付き内ポケット1個、当庁が支給するワッペンを左袖に縫着する。

ウ 製品規格

姿図は別図第4のとおりとし、寸法及び各寸法ごとの数量は、別表2のとおりとする。

(8) 法廷警備員冬服ズボン

ア 使用生地

(ア) 表地 (7)のAと同じ

(イ) 膝裏 ポリエステル100%

(ウ) 腰裏マーベルト ポリエステル65%、綿35%

イ 形状 (ディテール) (6)のイと同じ

ウ 製品規格

姿図は別図第4のとおりとし、寸法及び各寸法ごとの数量は、別表2のとおりとする。

(9) 法廷警備員冬服ネクタイ

ア 使用生地

混紡率(%)	ポリエステル100 (再生ポリエステル10以上)
見掛番手(S)	縦: 84 dtex, 横: 167 dtex
密度(本/2.54cm)	縦: 156以上, 横: 101以上
組織	オットマン
色柄	カーキ無地
芯地(%)	ポリエステル100
裏地(%)	アセテート100
糸(%)	ポリエステル100 (表地同系色)

イ 形状及び仕様

(ア) サイズ 長さ138cm×幅8.5cm (許容差±0.5)

(イ) 姿図は別図第5のとおり

(10) 裁判官制服 (男女共通)

ア 使用生地 (本体及びポケット)

混紡率(%)	縦：ポリエステル100，横：再生ポリエステル100 (導電性繊維を2.54cm間に1本以上織り込むこと)	
使用原糸 (見掛織度±5%)	縦：69dtex84フィラメント/1 横：84dtex36フィラメント/1	
密度(本/10cm)	縦：340以上，横：340以上	
組織	平織	
質量(g/m <sup>2</sup> )	50以上	
寸法変化率(%)	縦横：±2以内	
引張強さ(N)	縦：480以上，横：612以上	
引裂強さ(N)	縦：11以上，横：13以上	
染色堅牢度(級)	洗 濯 変退色及び汚染：4以上 汗 (酸 性) 変退色及び汚染：4以上 (アルカリ性) 変退色及び汚染：4以上 摩 擦 乾燥及び汚染：4以上	
摩擦帯電電荷量	7μC/m <sup>2</sup> 以下	
測色 【測定機材】	【島津UV-3100PC】 色相(H)：5.5PB 明度(V)：2.6 彩度(C)：0.6	【日立カラーアライザ-C-2000S】 色相(H)・明度(V)・彩度(C)：N 2.0
色差(ΔE*ab)	0.8以内	
裏地(%)	ポリエステル100	
肩パット	あり	

イ 形状 (ディテール)

(ア) 前身頃

4ツボタン比翼仕立て，裏なし仕立て，左側縦ポケット

(イ) その他

縫製方法は，現物見本のとおりとする。

ウ 製品規格

姿図は，男性用を別図第6，女性用を別図第7のとおりとし，寸法及び各寸法ごとの数量は，別表2のとおりとする。

(1) 書記官職服 (男女共通)

ア 使用生地 (本体及びポケット)

混紡率(%)	縦：ポリエステル100，横：再生ポリエステル100	
使用原糸 (見掛織度±3%)	縦：150dtex60フィラメント/1 (微多孔複合加工糸を使用) 横：180dtex48フィラメント/1	
密度(本/10cm)	縦：740以上，横：370以上	
組織	変化綾織 (ベネシャン)	
質量(g/m <sup>2</sup> )	190以上	
寸法変化率(%)	縦横：±2以内	
引張強さ(N)	縦：745以上，横：735以上	
引裂強さ(N)	縦：25以上，横：23以上	
染色堅牢度(級)	洗 濯 変退色及び汚染：4以上 汗 (酸 性) 変退色及び汚染：4以上 (アルカリ性) 変退色及び汚染：4以上 摩 擦 乾燥：4以上	
測色 【測定機材】	【島津UV-3150】 色相(H)：6.9P 明度(V)：1.6 彩度(C)：0.1	【日立カラーアナライザ-C-2000S】 色相(H)・明度(V)・彩度(C)：N 1.5
色差(ΔE*ab)	0.8以内	
裏地(%)	ポリエステル100	
肩パット	あり	

イ 形状 (ディテール)

(ア) 前身頃

4ツボタン比翼仕立て，裏なし仕立て，左側縦ポケット

(イ) その他

プリーツ入り (左右前，左右後及び左右肩各5本)，袖口ボタン1個及びボタンループ

ウ 製品規格

姿図は，男性用を別図第8，女性用を別図第9のとおりとし，寸法及び各寸法ごとの数量は，別表2のとおりとする。

6 共通事項

- (1) 受注者は，契約締結後遅滞なく納入スケジュールを提出すること。
- (2) 製品規格のその他詳細は，係官と打ち合わせることにする。

## 7 その他

- (1) 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮すること。
- (2) 納入日時については、納入期限内で双方協議の上、指定する。
- (3) 引き渡し後、1年以内に発生した物品の瑕疵を原因とする破損等については、無償修繕又は交換を速やかに行うこと。なお、物品の保証期間は1年以上とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、その他疑義のある場合には、発注者と受注者が協議し定めるものとする。



(別表1)

NO.	品目	数量	単位	単価	金額
1	守衛夏服上衣	193	着	5,980	1,154,140
2	守衛夏服ズボン	196	着	6,290	1,232,840
3	守衛冬服上衣	48	着	16,100	772,800
4	守衛冬服ズボン	50	着	10,550	527,500
5	法廷警備員夏服上衣	14	着	9,670	135,380
6	法廷警備員夏服ズボン	14	着	9,370	131,180
7	法廷警備員冬服上衣	13	着	24,830	322,790
8	法廷警備員冬服ズボン	12	着	10,680	128,160
9	法廷警備員冬服ネクタイ	5	本	1,730	8,650
10	裁判官制服	130	着	14,250	1,852,500
11	書記官職服	270	着	10,000	2,700,000
			小	計	8,965,940
				消費税及び地方消費税	717,275
			合	計	9,683,215

(別表2) 寸法及び数量

1 守衛夏服上衣

サイズ	男子							合計数量
	S	M	L	LL	EL	4L	特寸※	
上がり寸	上衣丈(cm)	72	74	74	76	78	78	87
	首回り(cm)	37	39	41	43	45	47	50
	肩幅(cm)	44	46	48	50	52	54	60
	袖丈(cm)	19	20	21	22	24	25	29
	胸囲(cm)	104	108	112	116	120	124	125
購入数量(着)	9	30	72	39	27	13	3	193

※特寸はヌード寸

2 守衛夏服ズボン

サイズ	男子														合計数量
	W68	W70	W73	W76	W79	W82	W85	W88	W91	W94	W97	W100	W105	W110	
上がり寸	ウエスト(cm)	68	70	73	76	79	82	85	88	91	94	97	100	105	110
	ヒップ(cm)	91	93	95	97	99	101	103	105	109	111	113	115	117	122
	ズボン丈(cm)	110	110	111	111	111	111	112	113	113	114	115	115	116	116
	股下(cm)	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
	裾口(cm)	23	23	23	23	24	24	24	25	25	25	25	25	25	26
購入数量(着)	0	0	3	11	29	42	38	29	17	14	3	3	4	3	196

3 守衛冬服上衣

サイズ	男子									合計数量	
	SS	S	M	L	LL	3L	4L	特寸※1	特寸※2		特寸※3
上がり寸	上衣丈(cm)	72	72	74	76	74	76	76	87	78	80
	肩幅(cm)	45	46	47	48	49	50	51	60	53	52
	胸囲(cm)	105	110	113	116	119	122	125	125	127	120
	中胴(cm)	93.5	98.5	101.5	104.5	107.5	110.5	113.5	125	114	105
	袖丈(cm)	57.5	57.5	59	60.5	59	60.5	60.5	66	61	66
購入数量(着)	0	2	4	20	4	11	1	2	2	2	48

特寸※1はヌード寸  
特寸※2は上がり寸  
特寸※3は上がり寸

4 守衛冬服ズボン

サイズ	男子								合計数量
	SS	S	M	L	LL	3L	4L	5L	
上がり寸	ウエスト(cm)	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~105	105~110
	ヒップ(cm)	100	104	108	112	116	120	124	128
	ズボン丈(cm)	111	111	112	113	113	114	115	115
	股下(cm)	85	85	85	85	85	85	85	85
	わたり幅(cm)	-	-	-	-	-	-	-	-
	裾口(cm)	23	23	23	24	24	24	25	25
購入数量(着)	0	2	8	22	10	4	2	2	50

5 法廷警備員夏服上衣

サイズ	S	M	L	LL	EL	4L	合計数量
上がり寸	上衣丈(cm)	72	74	74	76	78	78
	首回り(cm)	37	39	41	43	45	47
	肩幅(cm)	44	46	48	50	52	54
	胸囲(cm)	104	108	112	116	120	124
	中胴(cm)	-	-	-	-	-	-
袖丈(cm)	54	56	58	60	60	60	
購入数量(着)	0	7	5	1	1	0	14

6. 法廷警備員夏服ズボン

サイズ		W68	W70	W73	W76	W79	W82	W85	W88	W91	W94	W97	W100	W105	W110	合計数量
上 が り 寸	ウエスト(cm)	68	70	73	76	79	82	85	88	91	94	97	100	105	110	
	ヒップ(cm)	91	93	95	97	99	101	103	105	109	111	113	115	117	122	
	ズボン丈(cm)	110	110	111	111	111	111	112	113	113	114	115	115	116	116	
	股下(cm)	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	
	わたり幅(cm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	裾口(cm)	23	23	23	23	24	24	24	25	25	25	25	25	25	26	
	購入数量(着)	0	0	0	3	4	4	2	0	0	0	0	0	0	1	

7 法廷警備員冬服上衣

サイズ		YA3	YA4	YA5	YA6	A3	A4	A5	A6	A7	AB3	AB4	AB5	AB6	B4	B5	B6	合計数量
上 が り 寸	上衣丈(cm)	68	70	72	74	68	70	72	74	76	68	70	72	74	70	72	74	
	肩幅(cm)	42	43	44	45	43	44	45	46	47	44	45	46	47	46	47	48	
	胸囲(cm)	100	103	106	109	103	106	109	112	115	108	111	114	117	114	117	120	
	中胴(cm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	袖丈(cm)	54	56	58	60	54	56	58	60	62	54	56	58	60	56	58	60	
	購入数量(着)	0	0	4	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	

8 法廷警備員冬服ズボン

サイズ		W68	W70	W73	W76	W79	W82	W85	W88	W91	W94	W97	W100	W105	W110	合計数量
上 が り 寸	ウエスト(cm)	68	70	73	76	79	82	85	88	91	94	97	100	105	110	
	ヒップ(cm)	91	93	95	97	99	101	103	105	109	111	113	115	117	122	
	ズボン丈(cm)	110	110	111	111	111	111	112	113	113	114	115	115	116	116	
	股下(cm)	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	
	わたり幅(cm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	裾口(cm)	23	23	23	23	24	24	24	25	25	25	25	25	25	26	
	購入数量(着)	0	0	0	2	4	2	2	0	0	0	0	0	0	2	

9 法廷警備員冬服ネクタイ

サイズ	規格	許容差	合計数量
長さ(cm)	138	±0.5	
幅(cm)	8.5	±0.5	
購入数量(本)			5

10 裁判官制服

サイズ		男性用				女性用				合計数量
		特大	大	中	小	特大	大	中	小	
上 が り 寸	丈(cm)	116	110	104	98	110	104	98	92	
	前丈(cm)	120	114	108	102	114	108	102	96	
	肩丈(cm)	51	48	46	43	49	46	43	40	
	袖丈(cm)	65	62	59	56	60	57	54	51	
	購入数量(着)	0	30	70	0	0	0	20	10	

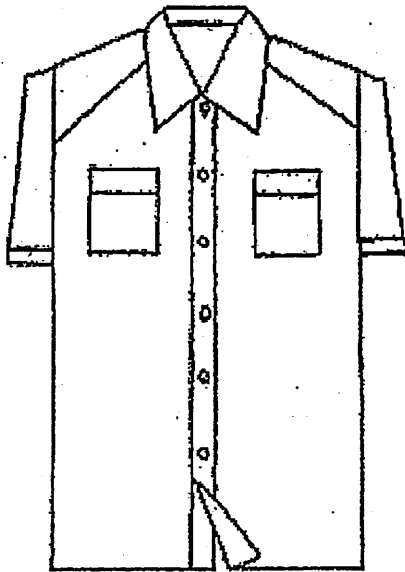
11 審記官職服

サイズ		男性用				女性用				合計数量
		特大	大	中	小	特大	大	中	小	
上 が り 寸	着丈(cm)	118	112	106	100	104	100	96	92	
	肩幅(cm)	50	48	46	44	45	43	41	39	
	胸囲(cm)	125	120	115	110	115	110	105	100	
	袖丈(cm)	64	62	60	57	59	57	55	53	
	袖口(cm)	38	37	36	35	36	35	34	33	
	購入数量(着)	10	40	70	20	0	20	70	40	

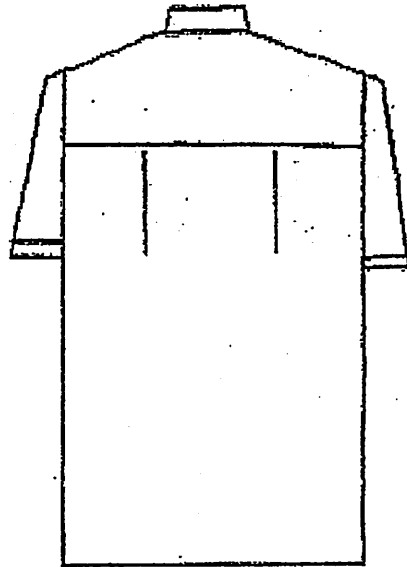
(別図第1)

守衛夏服上衣(男子)

(前面)

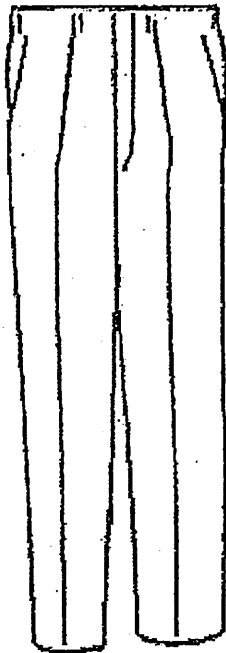


(後面)

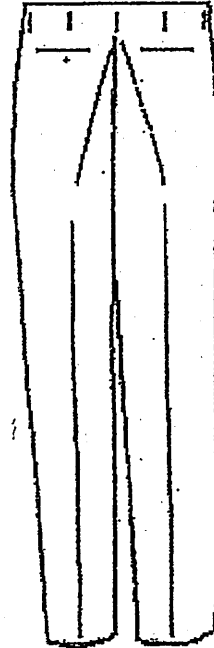


守衛夏服ズボン(男子)

(前面)



(後面)

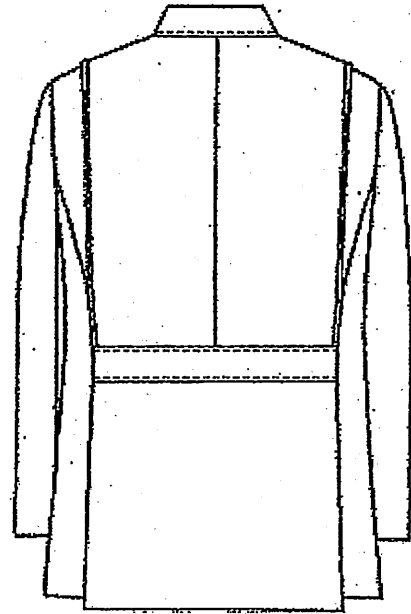
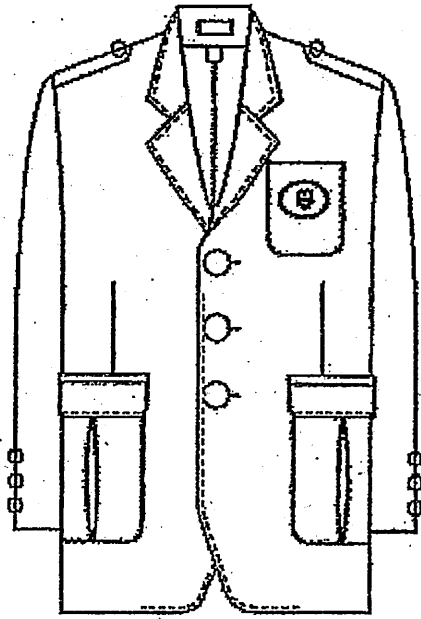


(別図第2)

守衛冬服上衣(男子)

(前面)

(後面)

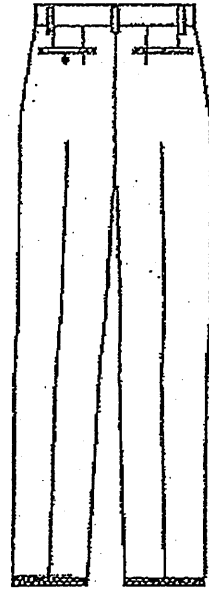
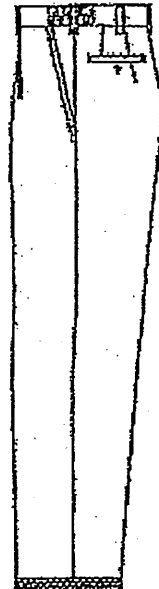
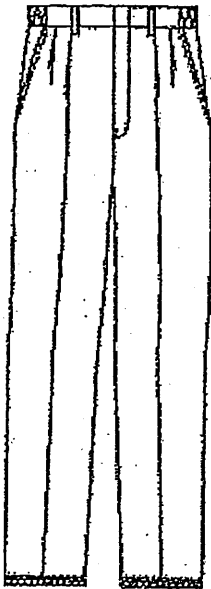


守衛冬服ズボン(男子)

(前面)

(側面)

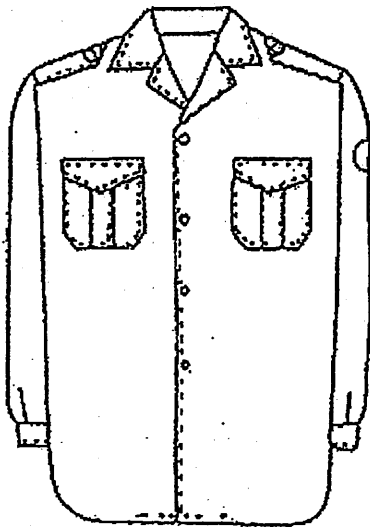
(後面)



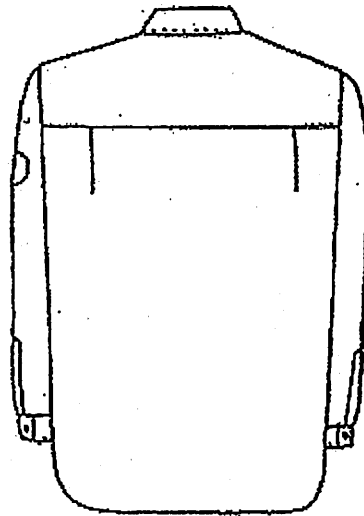
(別図第3)

法廷警備員夏服上衣

(前面)

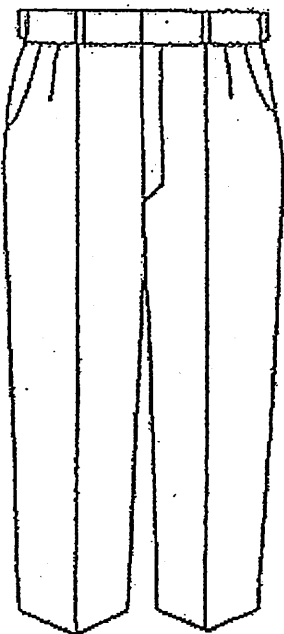


(後面)

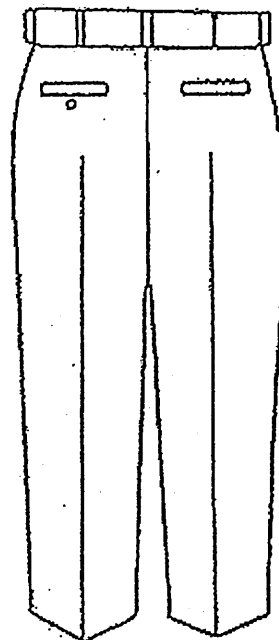


法廷警備員夏服ズボン

(前面)



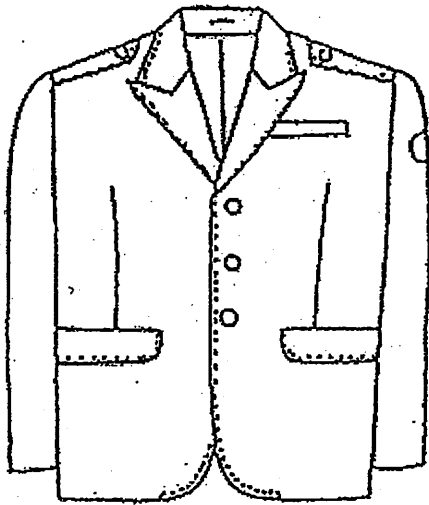
(後面)



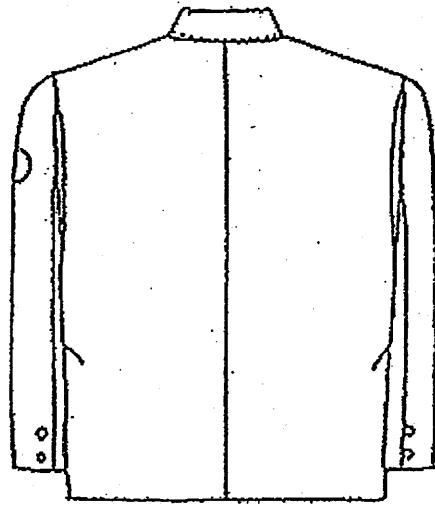
(別図第4)

法廷警備員冬服上衣

(前面)



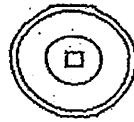
(後面)



冬服ボタン  
表



裏

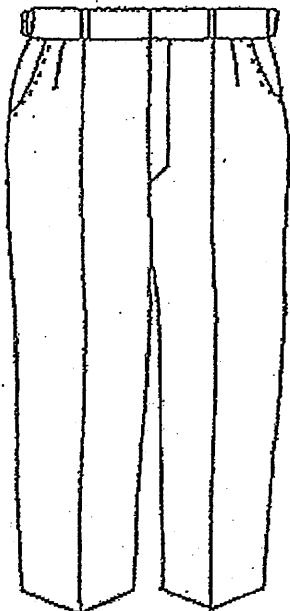


横

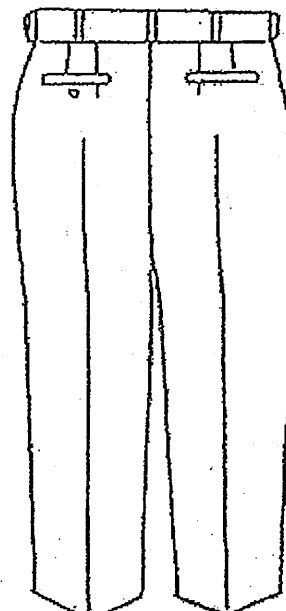


法廷警備員冬服ズボン

(前面)



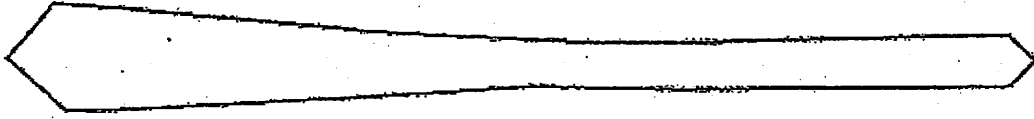
(後面)



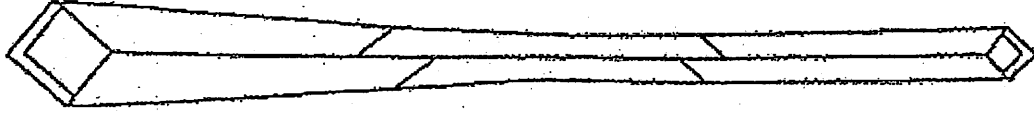
(別図第5)

法廷警備員用冬用ネクタイ

表



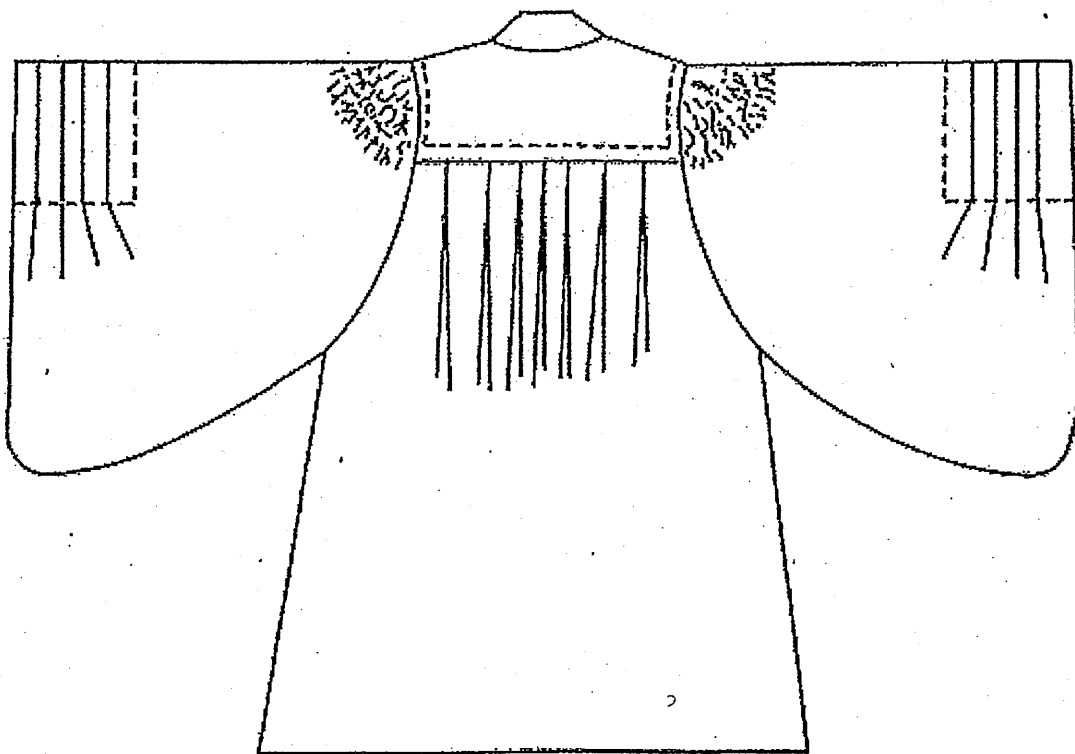
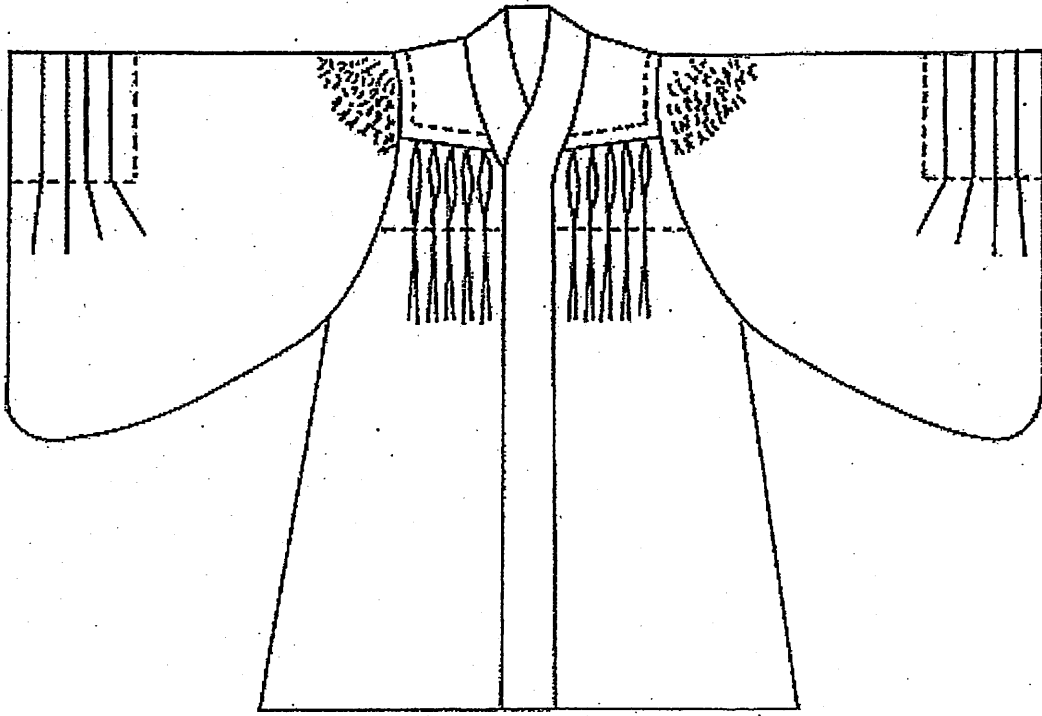
裏



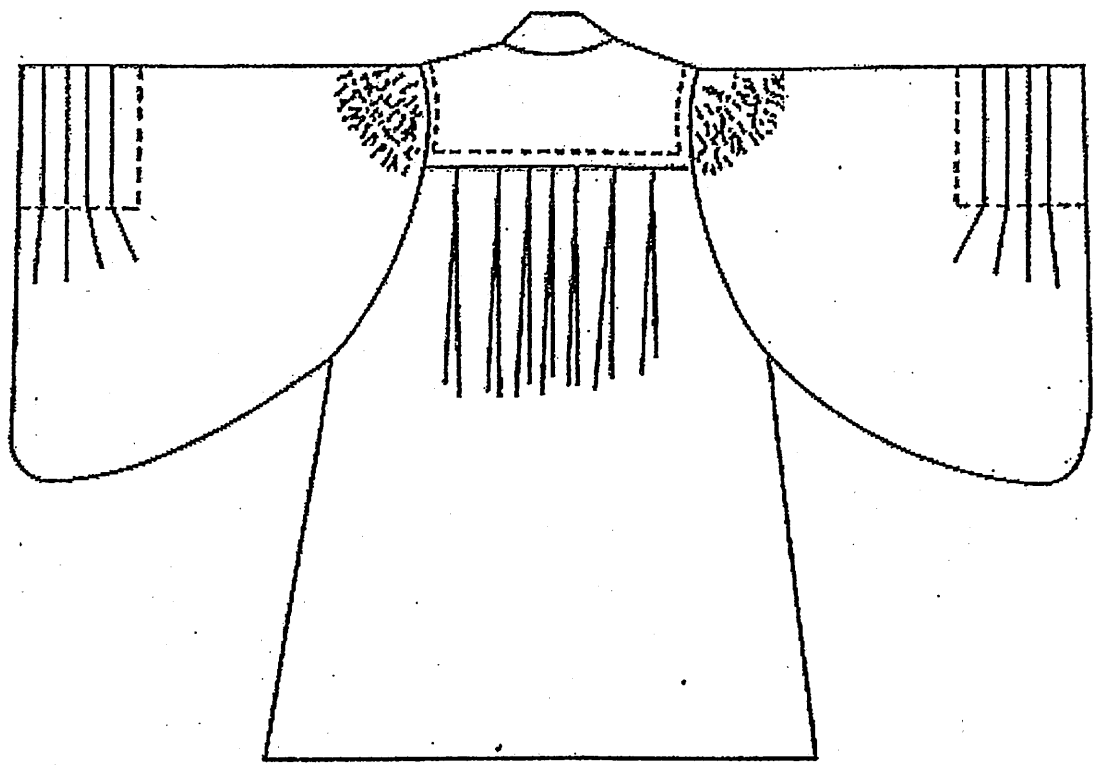
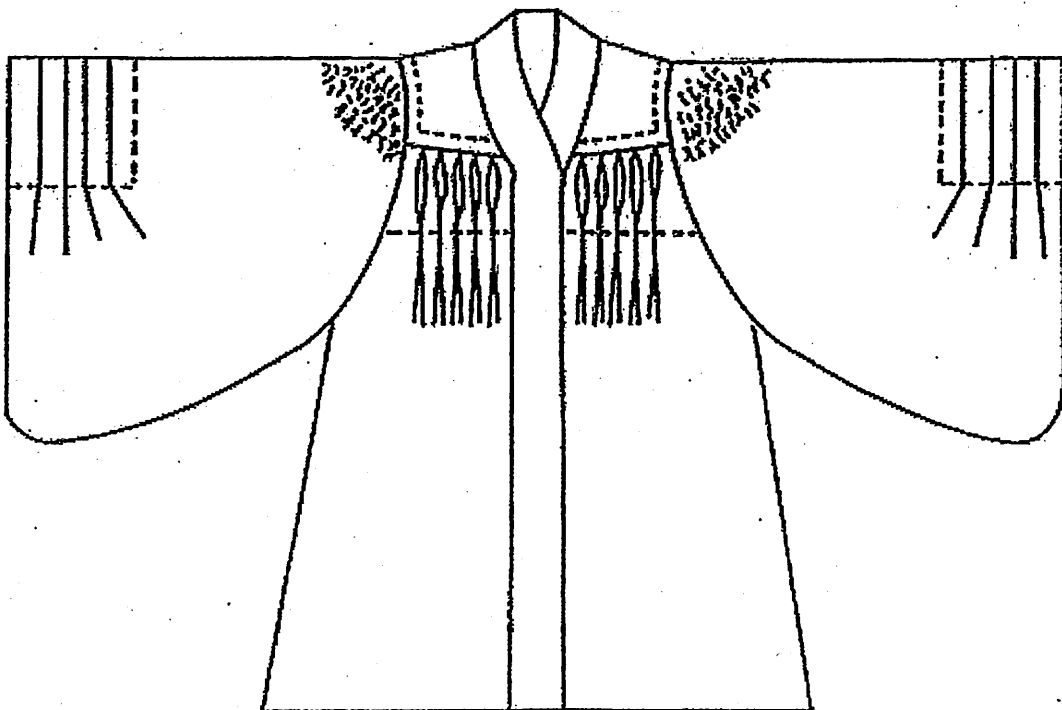


(別図第6)

裁判官制服(男性用)

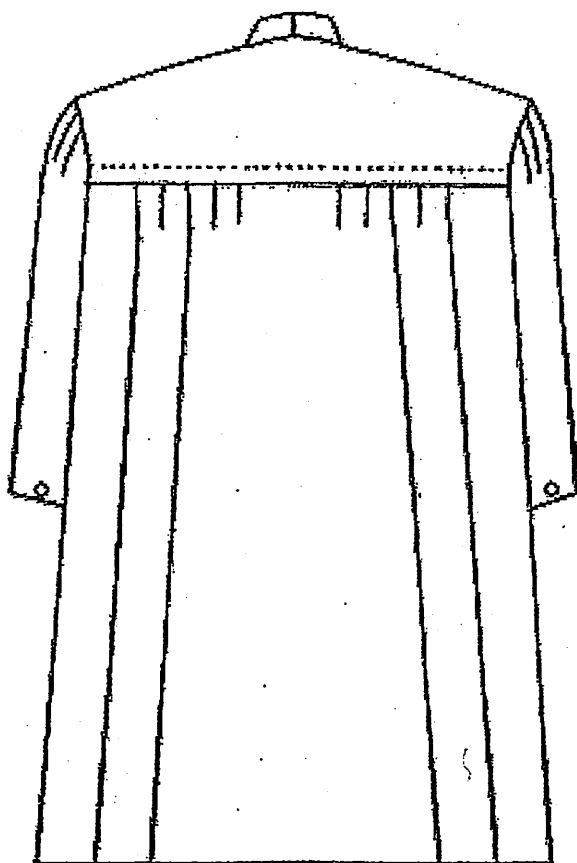
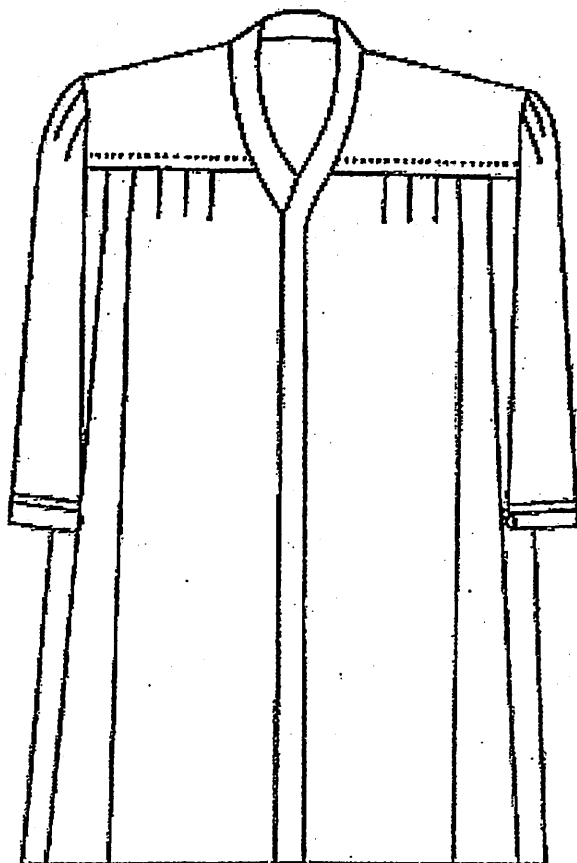


裁判官制服(女性用)



(別図第8)

書記官職服(男性用)



(別図第9)

書記官職服(女性用)

